

総合教育会議の協議題について

改正地方教育行政法に定める協議題	ひたちなか市における協議題	改正地方教育行政法における留意点
<p>大綱に関すること (法第一条の三)</p>	<p>○「(仮称) ひたちなか市教育の大綱の策定」の策定 →策定時期, 策定内容, 対象とする期間などを協議</p>	<p>○大綱の定義 ・大綱は, 地方公共団体の教育, 学術及び文化の振興に関する総合的な施策について, その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり, 詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。 ・大綱が対象とする期間については, 地方公共団体の長の任期が4年であることや, 国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み, 4～5年程度を想定しているものであること。</p>
<p>教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育, 学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること (法第一条の四第一項第一号)</p>	<p>○いじめ問題の未然防止に関すること いじめ問題の現状, いじめ問題への対応など ○生徒指導上の問題に関すること 不登校問題の現状, 非行, 居所不明など生徒指導上の諸問題など ○学校の適正規模, 適正配置に関すること 学校の統廃合にかかる事案など ○小中一貫教育校の設置について ○学校の耐震化について ○公立幼稚園のあり方に関すること 公立幼稚園の再編整理, 幼稚園・保育所の連携など ○障害児への支援に関すること 特別支援教育及び障害児の現状, 学校介助員の配置など ○学童保育について 公立学童クラブの運営, 利用人数や待機児童の状況など ○その他 市長部局と教育委員会の連携が特に必要とされる事項</p>	<p>該当する事項として想定されるもの ・学校等の施設の整備, 教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など, 予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項 ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携, 青少年健全育成と生徒指導の連携, 居所不明の児童生徒への対応, 福祉部局と連携した総合的な放課後対策, 子育て支援のように, 地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項</p>
<p>児童, 生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ, 又はまさに被害が生ずるおそれのあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること (法第一条の四第一項第二号)</p>	<p>○児童生徒等の生命又は身体に深刻な被害が及ぶような事例, 又は当該事故等の発生により市民生活への影響度が高いと思われる事例について ・いじめによる事故等への対応 ・虐待の疑いのある事故等への対応 ・感染症の蔓延や食物アレルギーによる事故防止 ・犯罪に巻き込まれる恐れのある事例 ・災害の発生に伴う事例 など</p>	<p>該当する事項として想定されるもの ・いじめ問題により児童, 生徒等の自殺が発生した場合(いじめ防止対策推進法第28条の重大事態も含む) ・通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合 ・災害の発生により, 生命又は身体の被害は発生していないが, 校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合 ・災害発生時の避難先での児童, 生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり, 福祉担当部局と連携する場合 ・犯罪の多発により, 公立図書館等の社会教育施設でも, 職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合</p> <p>※いじめ防止対策推進法第28条における重大事態 ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</p>